

次に、議席10番、齊藤政一君。

〔10番 齊藤政一君登壇〕

○10番（齊藤政一君） 議席番号10番の齊藤政一です。質問入ります前に、大分おつらいことと思いますことと、ちょっと事業仕分けの件で資料を配付させていただきましてから、質問に入らせていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（田山文雄君） 今の要望がありました資料を配付ということでありましたのですが、そういうことにしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

〔資料配付〕

○10番（齊藤政一君） では、改めましてこんにちは。傍聴の皆さん方、大変ご苦勞さまでございます。それでは、ただいま構想日本と、それから先般久喜市で行われました概要調書を皆さんのところに配らせてもらいましたので、この配付時間も含めて質問をさせていただきたいと思います。

それでは、議長の許可を得ましたので、さきに通告しました内容に沿って質問してまいります。あらかじめ明らかにしておきますが、倫理社会の中では、人間に対して性善説と性悪説の立場とが分かれて議論されますが、私は性善説の立場で質問を展開してまいりますので、町長にはご理解の上、誠意あるご答弁をお願いしたいと思います。

そこで、「水と緑のふれあいの町さかい」を将来像に掲げた第四次境町総合計画も後期基本計画の策定に入り、野村町政2期目の後半の手腕が期待される時期とあわせて、議会も将来の合併を見据えてそれまでの期間単独町政運営には思い切った行財政改革は避けては通れないという認識の上で行政改革、圏央道2つの特別委員会を設置し、議会一丸となってその切り口からやっとなんと検討する時期に進んでまいりました。

こうした境町の現状を見たとき、今こそ境町は野村町長のもと議会と職員が一体となって境町を変える、境町を変える意気込みで行政改革に取り組んでいかななくては、選んでいただいた住民の皆さんに理解をしてもらえないという自覚の中で、現在平成20年度境町行政改革実施計画案が推進協議会に諮問されておりますが、あえて行政改革について質問いたすことをご理解願いたいと思います。

第四次境町総合計画後期基本計画、境町集中改革プラン、平成20年度境町行政改革実施計画案を私なりに照合して評価してみました。いつもながら、机上の計画ではすばらしいですが、問題提起の経緯が見えてきません。

1、リーダーシップ、いわゆるこれは管理職を含めてでございますけれども、こうした面では従来型の組織発想、総合計画の政策体系と一致しない組織体系、意思決定に現場職員が関与した経緯の欠如。

2、戦略の面では、未確立な戦略策定プロセス、環境変化にあわせた事業の選択が行われていない、独自の重点施策が少ない。

3、組織の面では、部局間の連携欠如、職員間、部局、組織間の情報未共有、グループ制も役職中心、従来の管理統制型で変化に対応できない、時期による業務の繁閑差が大である、横断的取り組みの不足。

4、人材の面では、人材育成方針の欠落、マンネリ化した教育訓練内容、上からの施策、指示どおりの業務姿勢、やる気、目標の喪失、一過性の事業満足の把握、新たな取り組みに関する動機づけ不足。

5、業務姿勢の面では、本当の危機感がない、前例踏襲で先送り体質、仕事の見直しや改善意識がない、事務分担に基づく仕事しかない。

これは、実際に境町だけではなく、全般的に言われる中で私はこれらのものを大掃除をしていかななくてはならないのかということ、今あえて苦言を表してもらったことは、あくまでもそれを前に進めていくということでご理解願いたいと思います。

以上が私の評価であります。住民も次元は違うと思いますが、同様な評価をしていると言っても過言ではないと思うところであります。そこで、組織機構等定員管理の適正化、人材育成と定員の適正化においてこれまでの成果と今後の取り組みについてお尋ねいたします。

次に、事業仕分けの実施について質問をいたします。皆さんに、今資料を配らせていただきました。事業仕分けについては、行政特有の縦型改革では、恐らく行政評価を単純に事業仕分けに置きかえての視点になるのかと予想されます。その場合、再質問で具体的に質問させていただくことを申し添えておきます。私が通告した事業仕分けとは、現在国や地方自治体が行っている行政サービスのそもそもの必要性や実施主体（国、県など）について、自治体職員と外部評価者、他自治体の有志職員、経営者、市民等であります。これらがかんかんがくがく議論し、予算書の項目ごとに、そもそもその事業が必要かどうかをまず議論していく作業です。

必要だとすると、その事業をどこでやるか、官か民か、国か地方かを議論します。最終的には、これらを不要、民間か、市町村か、県か、国かへと仕分けしていく作業です。そして、外部の者、特にほかの自治体職員が参加し、だれでも傍聴でき、資料も評価者と同じで公開の場で議論することがこれまでにない特色であります。

この事業仕分けは、構想日本が2002年2月に、これは小泉内閣のときだったのですが、有志自治体とともに始めた行財政改革の切り札であり、「戦後60年目の大掃除」と言われ、2007年11月現在で20の自治体で22回実施してきました。事業仕分けを予算編成に反映させた結果、約1割の予算を削減できた具体例もあるそうです。そして、これらの実績を背景に実施を希望する自治体が急増しております。

私は、この構想日本の会員に本年4月入会し、5月14日には構想日本の事務局において伊藤ディレクターから直接事業仕分けについて説明を受けてきました。7月31日には、構想日本から紹介いただいた滋賀県高島市の事業仕分けの実績について、古河市議会市政研究会のメンバーとともに研修をしてまいりました。そして、11月3日、4日の2日間、埼玉県久喜市で事業仕分けが実施されましたので、町民祭の合間に斉藤政雄議員とともに、事業仕分けの実態を把握する機会を得ました。

その中で、事業仕分けの効果は、直接的な効果として作業結果を予算編成の参考にすることで無駄の削減につながる。また、地方分権の議論で見落とされがちな自治体の仕事の背後にある国の関与、規制を事業ごとに整理することができます。副次的な効果として、住民は事業仕分けの傍聴することによって税金の使われ方など事業の具体的な内容を知ることができます。職員にと

っては、行政内部からは問題提起されにくい、事業そもそもの必要性を考えるきっかけ、外部から質問の的確に答え、わかりやすく説明する訓練、また事業の要否などを職員自身に考えてもらうこの作業は、内部からの改革へのきっかけとなり、職員の業務能力の向上につながる刺激を受けることも大きなメリットと見られています。

事業作業の仕分け作業は、その事業担当の部局が行い、係長、課長補佐クラスがその説明を行います。評価結果の活用等については、事業仕分け等作業の結果及び公表した結果に対する住民の意見等を参考にした上で、事務事業または施設等について廃止、縮小、再編統合、その他の見直しを首長が判断することになります。ですから、事業の仕分け作業は、いずれにしても議会と町とが理解とやる気がなくてはできません。当初申し上げました性善説の中で、実施に向けての町長のご所見を伺いたいと思います。

次に、J T跡地について。境町日本たばこ産業跡地有効利用事業プロポーザルの早期適正作業を求める境町議会提出決議書の履行について、境町が主導的役割を担う内容について質問をいたします。

この件については、先般副町長が全員協議会の後、松岡町の代表区長さんのところに行かれまして、そうした説明を聞かされたということで、けさほど大分感謝した電話を受けましたので、報告させていただきたいと思います。

境町議会は、去る9月決算議会の中で、先輩議員の貴重なアドバイス、決算委員長の英断によりまして分筆合意契約と用途指定、共同作業の実施、地元協議等土地売買契約書に定める事項の遵守により、境町主導による共同提案型プロポーザル事業が、境町と当該事業者が良好な関係で事業遂行できるような決議書を境町あて提出いたしました。

10月31日、その後の経過報告があったことは、内容は別として町当局のご努力は認めるところであります。しかし、分筆合意契約は、3月議会の議決前提要件でありましたから、茨城トヨタ自動車とウエルシア関東との関係も議決の前提要件であります。したがって、今後はウエルシア関東との事業計画が2月9日に説明のあった用途に沿って進められていくことを見守っていかねばなりません。本来、審査委員会の中で最優秀賞で採用された事業者でありますから、契約終了すれば安心と期待の中で事業開始を待つのが常であります。しかし、これほど事業計画の不透明さを感じるのには、私だけではないと思います。

決議書の中で、第11条（共同業の実施）乙（ウエルシア関東）は、第7条第1項（用途指定）に定める事業提案書の具体的な事業実施に当たっては、本契約成立後早急に境町の意向を尊重し、境町との共同作業により策定しなければならないと記されておりますが、境町の意向として具体的にどのようなことを考えておられるのでしょうか。

また、第7条2項に、乙（ウエルシア関東）は、本件土地を引き渡しがあった日から2年を経過する日までに事業提案書に基づいた工事に着工しなければならないと記されておりますが、茨城トヨタ自動車にあつては10月31日に具体的な行程スケジュールの説明がありました。ウエルシア関東にあつては、境町としてはどのような行程スケジュールを望んでいるのでしょうか。

最後に、9月定例会決算委員会の中で、町は主導的役割を果たすと言っており、9月19日付茨城新聞には、町執行部は「町が主導的立場を発揮するのは分筆契約後のことだ」と記されてお

ます。分筆契約は終了しました。そこで、J T跡地利用検討委員会、有効利用審査委員会、当事者間の契約内容、境町商店街近代化基本計画をも当然踏まえたものと推察しますが、町が主導的役割を担う内容は具体的にどのような視点から考えているのか、改めてお聞かせ願いたいと思います。

また、子育て支援センターの建物は、ウエルシア関東が寄贈することが審査会及び3月議会で確認されておりますが、現在書面は交わされておりません。町長は、まだまだ頑張っていていただけたと思いますが、我々議会の任期も1年半で終わります。ウエルシア関東も役員交代等も考えられます。「寄贈」という約束の担保はどうとらえられておるのかを確認させていただいて、私の第1回の質問をいたしますので、よろしく答弁をお願いいたしたいと思います。

○議長（田山文雄君） ただいまの質問の1項目めに対する答弁を求めます。

町長、野村康雄君。

〔町長 野村康雄君登壇〕

○町長（野村康雄君） 議員さんの質問にお答えします。何か話を聞いていますと、境町はまるっきりだめの見本みたいな言い方をされておりますけれども、私は住民はそう決して思っていないと、このように自負しております。行政サービスも議員さんおっしゃるほど、住民がこれはひどいと思っている人は、私はいないと思っているくらいに考えております。したがって、今の行政がすべて悪いというふうなことではないと、これは自信と誇りを持って申し上げさせていただきます。

確かにいろんな方法は行政改革の中ではあると思います。事業仕分けの件でありますけれども、その他細かいことにつきましては、副町長のほうが行政改革本部長になっておりますので、町の。そちらからお答えをさせていただきます。

事業仕分けの件であります。これ、私も勉強不足で、正直言って知りませんでした。これ、恐らく民間のコンサル会社がやっているのではないかと思いますけれども、そういうものも今後勉強して、その事業仕分け、本当これ、そういうものが本当に必要であれば国が、霞ヶ関からまずやっていただかないことには、地方より私は霞ヶ関の行政改革のほうがはるかに進んでいないと思っていますから、正直申し上げまして。まず国のほうから、国会議員のほうから動かして、やっぱりきちっとやっていくようなシステムが一番いいのではないかと、このように思っています。一地方がやっているところがあるということでもありますので、それらの効果とか経費とか、いろんなものを今後調査をさせていただいて、その中で研究をしていきたいと、その後に実施についてはお答え申し上げたいと思いますので、よろしくご理解をいただきたいと存じます。

○議長（田山文雄君） 次に、副町長。

〔副町長 古谷 功君登壇〕

○副町長（古谷 功君） それでは、齊藤政一議員さんの「行政改革についての成果と今後の取り組み」というようなご質問につきまして、答弁をしたいと思います。

行政改革につきましては、もう今回が第四次境町行政改革大綱というようなことに基づきまして、現在実施計画等を諮問いたしまして、ご協議いただいているというような状況で、もうここ長い間行政改革ということは、皆様方におかれましてもご承知のことと思います。特に境町にお

きまして具体的に行政改革に取り組んだということにつきましては、これ合併ができなかったというような状況におかれまして、斉藤政雄議員さんのときに諮問いたしまして、17年の1月に答申をいただいたわけでございます。これらが基本になろうかと思っておるところでございます。この中で、5項目に分科会を設置いたしまして、それぞれ皆様方にご協議いただき、答申をいただいたというような経過がございます。

そういう中で、17年度から21年度までの行政改革というようなことで、今現在実施しておるところでございます。特に行政組織機構の見直しというようなことにつきましては、当時16年度におきましては5部1委員会34課というような大きな組織になっておりました。どんどん組織が肥大化されてきたというような経過がございます。そういう中で、組織の再編というようなことで、現在19年度でございますけれども、4部1委員会の30課室ですか、これらにおきまして現在行政事務をとり行っているというような状況でございます。さらに、19年度13名の職員が定年並びに勧奨等によりまして退職される予定でございます。そういう中におきまして、さらに組織の改革の見直しをしなければならないだろうというようなことで、20年度に向けまして現在これらの検討をしておるところでございます。さきの議会の特別委員会の席でも報告させていただきましたけれども、課の統合並びにグループ制の導入というようなことも検討していただいております。これからさらに各課のヒアリングを進める中で、これらの導入につきましても検討していきたいというように考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

次に、2点目の「定員管理の適正化」というようなことでございます。第二次適正化におきましては、12年から5年間の間で実施されたわけでございますけれども、この5年間では定数が4名しか減らなかったというようなことで、非常に行政改革に取り組む、定員の削減に取り組むと、積極的な姿勢が見られなかったわけでございます。今回、新たに第三次定員の適正化計画、これに基づきまして17年度から21年度まで、この5カ年で50名の職員を削減をするというようなことで、現在計画を進めておるわけでございます。21年度末には、239名の定数というふうなことで、鋭意努力をしておるところでございます。これらにつきましては、現在の進捗状況から見ますと、19年度末では45名の職員が退職されるというような状況でございますので、5年間で50名を削減するというようなことにつきましては、目的が達成されるのではないかなというような気はしておるところでございます。

いずれにいたしましても、非常に厳しい財政状況でございます。人件費の削減が一番効果的な削減効果につながってくるのではないかなというような気がしておるところでございますけれども、非常に事務的にもいろいろ福祉関係につきましては事務量がふえているというような状況をかんがみまして、今後におきましても適正な定員管理に努めていきたいというように考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

さらに、第3点目の「人材育成と定員の適正化について」でございます。人材育成につきましては、地方公務員法の39条にも、職員につきましては研修を受ける機会を与えなければならないというようなことで規定をされておるわけでございます。そういう中におきまして境町におきましても、総務部長を委員長とする研修委員会を立ち上げまして、研修の内容等につきまして検討し、よりよい研修を実施する中で、地方分権にふさわしい職員の能力開発に努めておるというよ

うな状況でございます。特に、町独自の研修、さらには茨城県の自治研究所で実施しております研修がございます。これらに基づきまして、計画では6月から12月までそれぞれ毎月自治研究所と町の研修というような中で、交互でございますけれども、職員の研修をしておるところでございます。いずれにいたしましても、職員の職務能力、これらのアップを図るためには幾多の研修を取り組んで、研修に当たりたいというように考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上、3点につきまして、私のほうから答弁させていただきます。事業仕分けにつきましては、さっき町長が申したとおりでございますので、よろしく申し上げます。

○議長（田山文雄君） 齊藤政一君。

○10番（齊藤政一君） 今、4点の中で、私は副町長から答弁もらいました点については、これは従来どおりやっておられるということで、それを変えるというか、そういった意味で事業仕分けを出していきまして、私は今の流れはわかっておりますから、事業仕分けについてまず町長から、これは上からやればいいのだと、そういうあれがありました、実はこれはコンサルとか、そういうのではなくて、神奈川県内の市町村の財務担当者がみずから立ち上げてボランティアで始まったグループであります。そして、この構想日本の、先ほど町長にお示ししました行政で発行した本の中での加藤代表は、きのうも10チャンネルで出ておりました。やはり、本来は確かに国のほうもやらなくてはならないということでもありますけれども、今渡辺大臣が大変苦勞しているように、この同意書を持っていきましたら、国会議員の方はほとんど受け取らなかったらしいです。それで、各県、そこに出ていると思いますが、岩手県を初め特に三重県等はそうした意見書を国のほうに出している。地方自治の本旨というのは、やはり地方からという形でこの構想日本のグループはそうした自治体の、このままでは国や県のほうから言われた縦割り行政で押しつけられてしまうというものを打破しようということではじめたのがそもそものスタートでありますので、先般久喜市でやったときにも恐らく10人ぐらいのグループが2日間にわたって東京、神奈川から出張してきました。全部ボランティアで、恐らく交通費だけで、資料代も全部含めて、いわゆるこれが久喜市でやった事業仕分けなのですが、こういったものを傍聴者まで全部配って、84万で全部上げてきたという、これは久喜市が平成19年度で取り組んだ総予算がそういうことだそうでもあります。ですから、ぜひとも町長のほうにこの構想日本、私は当初申し上げましたように本当に町と議会が一体となっていく作業として、やはり100万前後の予算であれば、そういうことでまず勉強することも必要ではないかということで申し上げましたので、そうすることによって先ほどの、確かに私の評価は辛口でありますけれども、でもやっぱり職員は全部財産であります。そういった中では、それらをそうした動機づけがこのことのできるのではということで申し上げておりますので、ぜひとも町当局がこれに取り組んでもらうような、この組織のというか、事業仕分けの内容の理解をまずしていただければと思います。

そして、実際に……まずその答弁をひとつ求めたいと思ひまして。それと、今皆さんのお手元に、それは久喜市でやった全く事業概要調書というものを私はふれあいの里管理運営事業と旭ヶ丘維持管理事業と2つに分けて今仕分けしてもらいました。そういった中では、この旭ヶ丘維持管理事業が目的は少子高齢化社会対策、要するに町営住宅を提供する、成果としては少子高齢化

社会に適応した町営住宅の提供を望む住民要望にこたえと。ふれあいの里管理運営事業も同じように概要と成果が載っておりますが、私たち議会は予算の概要説明書だとか決算の成果説明書は、これしか見られないのですね。あとは数字だけです。

それで、これを見ていった場合に、例えば1つだけ例をとりますと、このふれあいの里公園の一番後ろに家庭菜園の事業が載っております。これは、企画公聴課の担当であると思います。これも、成果は住民が土づくりを自然に触れることで生きがいづくりの意識を醸成してもらおうと書いてあります。もっともな話でございます。では、その数字の成果がどうかといいますと、平成16年度を例にとりますと、決算額が2,916万2,886円載ってまして、それで事業実績は49名が35万7,000円、これを引きますと2,880万5,886円、これを端的に49人で割りますと、1区画58万7,875円かかっていってしまう。これがいいか悪いかというものを、どのようにしていったらいいかというのを仕分けしていくというのが事業仕分けなのです。

そういった中で、この中身を私はきょうは吟味しようとかそういうのではなくて、やっぱり職員も先般久喜では傍聴に来ていました。また、議会議員もほとんどの方が傍聴してきました。それを評価するものはすべて外部の職員です。それと、今度は有識者ということで、地元の学識経験者5人が多数決で決めて、最終的にはこういったものが不要か要かということで、その中で最終的には首長が判断するというのであります。

そういったことで、まず第1回の再質問としては、今町長からお答えいただいたコンサルとかそういうのではないので、ひとつ前向きに取り組んでいただけるということを私はこの議会で返事をもらいたいということで、もう一度お答えを願いたいと思います。

○議長（田山文雄君） ただいまの質問に対し答弁を求めます。

町長、野村康雄君。

○町長（野村康雄君） これから、きょうぽんと出されたものですから、十分に研究をしてみたい。その中で取り組むかどうかを判断していきたいと思いますので、よろしくご理解をいただきたいと存じます。

○議長（田山文雄君） 齊藤政一君。

○10番（齊藤政一君） では、ぽんと出されたから、これから検討するというので、ひとつよろしくお願ひしたいと思うのですけれども、ただ私は先ほどのこれまでの行政改革等でいろいろ会議でも質問してきましたけれども、この事業仕分けということについていろんな形で、ホームページでもあるいは、これは古河市なんかでも一つ話題にはなっているのですが、町長からでなくて、担当者としてはやっぱり構想日本の事業仕分け、いわゆるそうした表現になっておりますけれども、事業の仕分けそのものというのは町当局が今までお考えになったのかどうか、その辺をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（田山文雄君） 答弁を求めます。

町長、野村康雄君。

○町長（野村康雄君） 事業仕分けということになります。担当課で全部それはもちろんやっているものと思っています。当然のこととしてね。この事業には幾らかと、予算編成にはすべて項目別に全部出ているわけでありまして、それは当然事業仕分けというのはできているもの、

このように思います。それを私が全部把握しているか、これは別の問題です。ですよ、正直申し上げまして。

この資料もちょっと見せて、ちょっとわからないです、私正直言って。この資料そのものも、内容が。何ともこう、例えばふれあいの里の農園だけで二千何百万かかっていることになっていますけれども、これらもちょっとよく見てみないと本当なのかどうか、ちょっとわからない、正直申し上げまして、今見せていただいて。

ただ事業仕分けというのは、当然のことですけれども、学校一つとっても幼稚園一つとっても、それらをこれ細かく予算を組む時点では末端からくみ上げてきて積んでいます。その事業が必要であるかないかということのをこれは、あるいは民間でやったらいいかとか、そういうことになってくると思うのです、当然のことですけれども。例えば給食センターにしても同じだと思います。ですから、仕分けそのものは費用が伴う、全部できていると思います。各担当者は全部わかっていると思います。議会の事務局の費用だってそうだと思います。皆さんの出張費から日当から全部積み上げていって予算が組まれているわけでありますから、担当者は全部この仕分けというのは、ふれあいの里にしてもどこにしても全部できているわけであります。できていなかったら、これ予算編成ができませんから。

それはわかるのですけれども、ではこれをやることによって大事なことは何が大事かといいますと、今見ていた限りでは、その中でこれは民間でもできるではないかとか、あるいは町でやる方がいいのか、そういうことの判断を一つ一つしていくことが、これの目的だと、今見ていて思いました。そういう意味では、全く私どもの行政改革委員会でやっていることも、とりあえず幼稚園、果たしてただ単に民営化しないさいと、答申いただいています。でも本当に民営化することがいいのかどうかという判断がそこではされていないのです。ただ単に民営化しないさいと。では、民営化することが本当に住民にとってプラスなのかマイナスなのか、果たして本当に行政にとっていいことなのか、悪いことなのか、これらは町で今判断しなければいけないという、本当のことと言って苦しい立場にあります。

では、1つ幼稚園を例にとってみましょう。今いる職員、では幼稚園の保母さんがそっくり町の行政の一般職にこれ編入しなければならない。それで民営化したとしても、これは当然地代もかかりますし、その後の運営費も補助しなければやっていけないでしょうし、果たして民営化することが行政にとってプラスかどうかというのをこれから町としては計算をしていかなければならない。保育所にしても、給食センターも全く同じなのです。民営化してしまったら、経費がふえてしまったというのでは、これ何にもなりませんから、ただ民営化することそのものも果たして公でやるべきことが正しいのか、民間でやることのほうが、できるから民間でやる方がいいというのであれば、公でやる部分というのはかなり減ってくると思うのです、私は。水道事業なんか民間にやっ飛ばせばいいと思うのです、極端に言えば。ただ民間でやれるものはやれということであれば。では、本当にそれで水道水の安全・安心が守れるのか、今の食品の安全、あちこちで問題が起きていますけれども、ああいうことが本当に民間だったら絶対心配ないのかということになりますと、民間の場合はこれは株式会社で利益を上げることを目的とされていますから、ああいう不祥事まで起きてしまう可能性も、性善説でやればそういうことは絶対起きない

のですけれども、必ずしもそうでない部分もある。

したがいまして、この事業仕分けというのは必要なとは今見えています。ただ基本的には今この資料を見せていただいて、ふれあいの里でもそうですけれども、これについてもみんなこういう費用の計算というのは、仕分けというのは全部できているわけでありまして。できていなかったらおかしい、これは必ず。ですから、それをもとにでは、必要か必要でないかそもそものやっっていく段階というのを踏んでやるわけでありまして、当面、今のところ正直申し上げまして、まだそこまで行っていません。幼稚園一つとっても、保育所一つとっても、民営化するにはこれだけ費用かかってこうだという分析までまだ正直していません。それと、幼稚園なんかも今父母の方の意見を全部聴取して、アンケートをとらせていただきました。80%ぐらいはぜひ今のとおり続けてほしいというのは、これ当然の、当然の結果です、私から見ると。民営化してくださいなんて希望は絶対出てこないと思っています。保育所をやっても、給食センターをやっても、全くそうだと思います。住民のアンケートをとったら、80から90は今までどおりやっていただきたいという結果が出るというのは、これとらなくてもほとんど理解できるのです。

そういう中で、ではこれらの不要だよという判断をだれがするのかということになってきますと、大変難しい問題であることは事実でございます。この事業仕分けというやり方、これは本当にもうちょっと私のほうでも研究をさせていただいて、それから皆さんと協議をさせていただきたい、こう思っておりますので、ひとつよろしくご理解をお願いしたいと存じます。

○議長（田山文雄君） 齊藤政一君。

○10番（齊藤政一君） 私は、J T跡地のほうはもう答弁だけで結構でございますので、この件が今回のメインでありまして、今家庭菜園でいろいろ、その点は町長の答弁なくてもこういうやり方ですと。町長がおっしゃっていたように、不要かあるいは民間がやるべきか、県のこれは単独事業……県のほうの事業ならば県がもう少しやったほうがいいのではないかと、そういうその仕分けを、そうしたメンバーで、外の面もやって、最終的にはこれは、それを決断するほうは町長のほうなのだ。これをそこできまったらやるとか、そういうのではなくて、あくまでもこの今の私がサンプルを出したのが正しいとかそういうのではなくて、あくまでこういう事業概要調書でやっていっていますと。これについては各担当課の係長クラスがつくって説明して、それについてそうした評価員が評価していくと、そういうことでありますので、ぜひとも逆に私は町長がここで細かいことで答えるのではなくて、そんなことは我々がやっているのだよと、そういうのを各部長さんたちから出るぐらいの、それが本来のやっぱり行政の作業ではないかなと。だから、私は今2回目の点で、町長が私にはとといったことは、それは当然だと思うのです。それでなくて、やっぱり境町としてはこうやってきたけれども、この事業仕分けというものはなるほど挑戦していいものかどうかというのは、やっぱり実際に皆さんが取り組んでいないとこれはできないものであって、だから私はこれは答えだとかそういうのではなくて、あくまでも80万かそこそこの予算でありますので、そうした中では前向きに勉強して、もっとそういった点では町長が楽な形で陣頭指揮とれるような業務体制がほしいということで、今事業仕分けを申しあげましたので、細かい細部は町長からもらうことは逆にこれは苦言になってしまうと思いますので、もしお答えがあったら……。

○議長（田山文雄君） 町長，野村康雄君。

○町長（野村康雄君） 議会の一般質問でありますから，部長だのが私が答えますというわけにはなかなかいかない部分もあると思います。今度，総務部長，そういうふうなシステムに直してください。これは，こうにしますというふうだね。どうしても私が答えてしまうことが，直接私が答えるのが一番皆さんもわかりやすいと思いますので，そういうことになってしまうのですけれども。

それとこの資料なのですけれども，非常に誤解を招く資料でありまして，例えばふれあいの里事業，総体の中のを多分割ってあると思うので，これ企画課長，ちょっと詳しく分析してみてください。こういうものがひとり歩きすると本当にふれあいの里は全く無駄の対象みたいになってしまいます。これ，だれがつくったのだからわかりませんけれども，この資料そのものがもう全く，私さっきも言いましたけれども，ちょっと信頼できないと言ったと思うのですけれども，これで見ると本当にふれあいの里は1人当たり何千万の無駄出しているみたいな誤解を受けてしまう。ですから，その辺の資料についてもこれ，どこかでひとり歩きしてしまうと困るのですね，私のほうでは。ふれあいの里ってこうなのだという，企画課長，この辺ちょっと説明を，私もちょっと理解できなかったものですから。

○議長（田山文雄君） 企画公聴課長。

○企画公聴課長（鈴木 孝君） では，一言だけ，申しわけありません。

ちょっと数字の件なのですけれども，使用料及び賃借料1,825万4,000円については，ふれあいの里12ヘクタール全体のこれ地代でございます。それと，870万の公共施設管理公社の補助金については，市民農園ではなくて，町全体の公共施設の管理費ということで，この辺のところの，例えば私がそういう事業仕分けがわかっておれば，そういう目的に沿って入れるとすると，この運営事業の共済賃金等の費用だけを計上すべきだというふうに考えますけれども，いずれにしてもこういう場ですので，その辺のご理解いただきたいと思います。

○議長（田山文雄君） 齊藤政一君。

○10番（齊藤政一君） これは，私のは先ほど事業予算の概要だとか，予算書から作り上げましたので，私らがやればそういうことになってしまう中で，もし差し支えあるようでしたら，それは今回収してもらってもいいのです。ただ私は，あくまでも数字そのものでなくて，こういった概要調書でいくのですよということで，そうした面ではこれを出したからどうのこうのというのが論点になっては困ってしまうので，そうでなくてあくまでも事業仕分けというものがどういったものかということで判断していただきたいということで，この点についての私の質問これで終わります。

〔何事か言う者あり〕

○議長（田山文雄君） 町長，野村康雄君。

○町長（野村康雄君） 議員さんの趣旨は，よくわかります，正直申し上げまして。仕分けの，こういうものの資料代ということ。ただ資料でありますから，これが議員さん皆さん持っていますよね。傍聴さんの方にも届いているのですか。これ，行っていません。これ見ますと，1区画当たり本当にね，35万7,000円もかかっているのかということになってしまいます。そうしますと，

私もこれ見たとき正直言ってびっくりしたのです。では、こういう資料がひとり歩きされることが困るのです、何よりも。議員さん見て、これまともに受けて、住民にこうですよと言われたときは、何かふれあいの里は、本当にこれは大変な無駄の代表みたいだという意識、ですから資料につきましてはこの事業仕分けのための資料ですよということを、これ私理解できるのです。ですけれども、余り間違った資料で出されますと、非常な誤解を招いてしまうおそれがありますので、今後この資料、多分企画課長、これ理解できないですよ。

〔「このままだと……」と言う者あり〕

○町長（野村康雄君） このままだとね。そういう部分、ほら、企画の課長は課長なりにそういう計算がされているわけですから、そういう中で資料の提出については今後正確をぜひ期して出していきたいということを私のほうからお願いを申し上げまして、答弁とさせていただきます、答弁ではありませんけれども、よろしくお願いします。

〔「資料につきましては、最後回収させていただきますので、よろしくをお願いします」と言う者あり〕

○10番（齊藤政一君） 答弁については、執行部にご迷惑かけて申しわけありません。また、議会同士の皆さんも、ただ議会の方はこういう方式だなということでご理解をいただいて、今回私の質問の趣旨は、あくまでもそれをどうしろというのではなくて、事業仕分けをどうするかということで、いわゆる性善説で考えていっていただきたいと、そういうことでよろしくお願いします。

○議長（田山文雄君） これで齊藤政一君の1項目めの質問を終わります。

続いて、質問の2項目めに対する答弁を求めます。

副町長。

〔副町長 古谷 功君登壇〕

○副町長（古谷 功君） それでは、2点目でありますJ T跡地についてというようなことでお答えを申し上げたいと思います。

詳細につきましては、さきの全員協議会の中で10月30日ですか、以降の経過等につきましては説明しておりますので、省略させていただきたいと思っております。特にさきの決算特別委員会の中で、集中審議をされた中で決議書が提出されたわけでございます。この内容を見ますと、5項目にわたりましての提案がされておられるわけでございます。これらにつきまして、第1点、第2点、第3点とあるわけでございますけれども、特にこの前の全員協議会の中で報告漏れをしておりました地元住民に対する説明ということにつきましては、先ほど齊藤議員さんのほうからもありましたと思っておりますけれども、地元の町内会長さんに相談いたしまして、それぞれのどうしようかと、説明会やるべきかどうかというような中で協議させていただきました。ちょうど私が行ったとき、明日町内の役員会があるというようなことだったもので、その席で協議をするというようなことでございました。その結果、けさ電話でいただきました、やっぱり。

その中では、経過説明というのは大体トヨタさんとウエルシアの経過については知っているというようなことですので、この12月早急に説明会をしていただいても大きな成果はないのだろうというようなことで、松岡町としては4月に新旧の役員会がありますというようなことで、約百二、三十名の方が集まる予定でございます。その中でご説明いただきたいというようなことでお

答えをいただきました。特に施設に対してはどうかのということではなく、施設の環境整備、町内の環境整備に重点を置いていただきたいというようなことを申されております。特に非常に人の出入りが多くなるというようなことで、危険も伴うだろうというようなことで、できれば歩道等の設置、さらには街路灯の設置というようなものを提案させていただきたいというような話はされておりました。さらに、町内のほうに協力し、こういうものも幾分なりでも松岡町内のほうへ協力をいただきたいというようなことを提案といいますか、要望として出しておきたいというようなことでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

さらに、この協議書の中で共同作業ですか、第3項目、土地売買契約の11条による共同作業というようなものが含まれております。

それと、質問の2点目であります指導的役割というようなこと。同じような性格になろうかと思えますけれども、契約書の中にもプロポーザルの応募要項の中にも事業者は町と協議の上、町の承認を得たものについて事業に着手するというようなことになっております。いずれにいたしましても、事業者のほうから提案をいただいた中につきまして、町、さらには議会のほうと協議をさせていただきたいというように考えております。これが一つの指導的役割といいますか、共同作業と。町からいろいろな提案をして、こうしてくださいというようなものではないと解釈をしております。勝手にやってはいけないのだよと、町と協議をするのだよというようなことが共同作業であり、町の指導であるというような認識を持っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

さらに、ウエルシアの今後の行程表、この前も、トヨタ自動車ほどは詳細なる行程表は出されておられませんけれども、テナント等の募集等につきまして、早急なる内容の充実というような形で、それらのどういうものをテナントに入れるのかというようなことも含めて、早い時期に工事に着手し、オープンしたいというようなことで、トヨタもウエルシアさんも10月ごろにはオープンできるだろうというような報告をいただいております。

そういう中におきましても、いろいろと現在建築確認関係が非常に事務がおくれているというようなこともございまして、そういうものも含めて、トヨタにしてもウエルシアさんにしても、その取り扱いによってはおくれる可能性があるということだけは認識させていただきたいというような報告を受けておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（田山文雄君） ただいまの答弁に対し質問ありますか。

齊藤政一君。

○10番（齊藤政一君） まだ時間が9分ありましたので、詳細については決算委員会のときに、特にこれ稲葉議員さんのほうから、この契約書の条文に沿ってやってもらえばいいのだという、そういうことでありましたから、私はやっぱりそういった形で進めてもらう形で、要は問題を起ささない形、私たちからすれば、できればプロポーザルどおりで、竣工式には、我々の任期中にはおそくともやっていただきたいと、そういう気持ちでおります。

ただ、先ほど松岡町の人たちもこのプロポーザルどおりにやってもらってれば、今度はそうした環境整備をいろいろ聞いてもらいたいのだと。行政区で説明会と言って役員を集めるとな

なか集まらなくて、何か松岡町は町長の後援会で集めると人数が集まってしまうけれどもなんて話をちょっと聞かされたのですが、いずれにしてもこの各論的にはもう何も言う……契約書どおりにやってもらえばいいのだと。ただ、今副町長から共同作業の実施の中で境町の意向を尊重し、境町の共同作業というのがこちらからは提案できないのだよということがありましたけれども、私はこの点がどうしても見えないところがあるのです。これは、悪く取るのではないのですけれども、やっぱりこれまで平成16年度後半からこの問題がずっと動いてきまして、それで検討委員会あるいは審査委員会という形で、やっぱり2月9日が町も議会も、あるいはそれに関連する学識経験者の方も一番いいという感じで決まったと私は思っています。それまではやはり当事者に対する目線もいろいろあったにせよ、逆に2月9日以前は良好の関係でお互いにそうした情報交換があった上で固まってきたのではないかと思うのです。それで、その後やっぱりこれは甘さはあったにせよ、いずれにしてもこれでやるのだと言ったときに、どうしても2月9日以前よりはこの共同作業をやる町とウエルシア関東との間の情報交換がかたくなになってしまったのかなという、その心配。

ですから、やはり先ほど町長が橋本議員の質問のときに、「キンカ堂のときには土地公社も入って協力したんだよ」と言いましたように、結局あのときは長崎屋が来る予定が、どうしても会社の事由でだめになってしまった。あそこまで環境整備したのにということで、町も総力を挙げてキンカ堂誘致に走ったと思うのです。また、今のサティのところも前任者の方が協同組合をつくって土地の交渉をしたと。結局両方ともだめになってきたということ。では、両方とも境町あるいは協同組合が地上げ屋で終わってしまったのではないかと。そういうことになっては、今度JT跡地も困るので、やはりこの先般の議会でも良好な関係でということはきれいごとではなくて、本来の意味でのやっぱり共同作業できるような、その中では私は前にも町長に申し上げたと思いますが、やっぱりいろんな助成金だとか、あるいは町の人たちもあそこにテナントで入れるような、そういったものも含めた上でいろいろやっぱりあそこにウエルシア関東がドラッグストアを中心としてテナントもやるのだという、テナントは大きい傘ではなくて、やはり先般も稲葉議員からはそれ相当の企業だと思っていたというふうに、我々も思っていました。ですから、そういった中でもう少し情報交換を密にさせていただいて、やはり2月9日に決めたことがよかったのだということで、まとめてもらわないとならないと思いますので、その良好な関係というものが現在実際に差しさわりのない範囲でやっぱり前向きに進んでいくためにどういう状態か、その点だけお聞かせ願いたいと思うのですが。

○議長（田山文雄君） 答弁を求めます。

町長、野村康雄君。

○町長（野村康雄君） 3分ありますから、お答えさせていただきます。

議員さん、心配されているようなことが現実に私もあるのではないかと考えています。というのは、話し合いをしているとき、決まるまで、あるいは決まってからの1カ月ぐらいまでは本当のことと言って非常に良好な関係でお互いに力を合わせてやろうという意欲があったと思うのです、私のほうにももちろん。ただトヨタとの面積の割り分についてと、その共同開発という部分で認識が大分、町ともウエルシアとも若干違っていたのですね、正直申し上げまして、その感覚

が。共同開発という意味の。そういう部分のことで話し合いがなされていく中で、町の考え方ともウエルシアとも若干違ってたと。トヨタとウエルシアとの考えも違ってたと。町とトヨタの考えはほぼ同じだったのですけれども、その辺の調整が十分にできていなかった部分がありました。ですから、町は町で勝手にこういう形でできるのだと。ウエルシアはウエルシアでやっぱりこういう形だというものが頭の中に描いていたものが若干の違いが、若干のですけれども、違いはあったのではないかとこのように私も感じております。

そういう中で、たまたま区割りの件ではお金が動くことでありましたから、若干のトラブルまではいかなくても話し合いが難航した部分もありました。それが一段落今度トヨタさんとしたものですから、これからまたウエルシア関東とよく話し合っていく中で、議員さんおっしゃるとおりやっぱり2月の末のころのいい関係の中でいい方向でやっぱり開発を進めていきたいと、このように努力をしてまいりたいと思っております。私も年でも明けたら相手の社長と直接一度話をしてみようかなと、このように思っております。

そういう中で、一刻も早く、来年いっぱいぐらいには本当につくっていただかないと、私どもでも困るのです。目的は、この前も挙げましたとおり、3つあります。町の活性化に寄与していただくこと。そして、もう一つは雇用の獲得をしていただくこと。それと、もう一つは税収が上がっていただかないと困ると。これ、あそこを売却するの最大限の3つのメリットでありましたので、これらを含めると最後の部分がこじ建っても、来年建っても同じことなのですけれども、1月1日現在でやりますから、完成しない限りは。できれば来年いっぱいぐらいに完成をしていただけるように話し合いをしてまいりたいと思っております。

共同作業というのは、町の土地が500坪ありますから、これをどう生かすかによっても若干違いは出てきます。これはもう子育て支援センターでウエルシア関東、多分鈴木社長が建ててくれるのかどうかわかりませんが、私のほうで建ててあげますよという約束でありますので、これらを含めて1割というのは若干変わってくる場合もあるかと思うのですけれども、それらのことについても今正直都設計さんが代理人ということでやっているのですが、うちのほうに見えませんが、なかなか。電話で副町長が連絡はとっておりますけれども、ちょっと具体的なまだ計画ができていないので、もうちょっとお待ちいただきたいと、テナント部分についてですね。この前、説明会でありましたとおり、ドラッグストアと医療モールについては、もう計画はできているようではありますが、それだけですと面積が使い切れないといえますか、なかなか活性化に寄与できない面もあるので、もうテナント部分の調整をこれからしていきたいということでもありますので、もう少々時間をいただく中で、町でも積極的に話し合いをして、働きかけをして、一刻も早いオープンをしていただきますようお願いしてまいりたいと思っております。

〔「子育て支援センターでの約束の担保は」と言う者あり〕

○町長（野村康雄君） 約束の担保、約束の担保は2年以内に開発するということになっていきますから、2年以内にできなかつたら、これはまたそのとき話し合いになると思います。どういう形になるかは、これ法的な問題も含めてやっていかなければならないと思いますけれども、2年以内にはこれは間違いなく建つものと、それこそ私性善説に立っていますので、信頼をしているところでございます。

○議長（田山文雄君） 時間となりましたので、これで齊藤政一君の一般質問を終わります。

